

漁業法第 32 条第 2 項の規定により知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第 1 において同じ。）に係る法第 32 条第 2 項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超過することを未然に防止するような具体的な管理措置の実施の勧告

(2) (1) の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の残りの期間に当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 1 項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1) の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第 2 くろまぐろ (小型魚)

くろまぐろ (小型魚) (第 2 において単に「くろまぐろ」という。) に係る法第 32 条第 2 項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
75 パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置 (輪番休漁等) を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
85 パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量

	を最小限にとどめることを勧告
--	----------------

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の残りの期間に当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の残りの期間に採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第 3 くろまぐろ (大型魚)

第 2 の規定は、くろまぐろ (大型魚) に係る法第 32 条第 2 項の規定による助言、指導又は勧告について準用する。なお、この場合に、単に「くろまぐろ」とあるのは「くろまぐろ (大型魚)」を意味する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における第1の1(1)イ及び第2の1(2)イ(第3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。